

令和7年9月25日

1・3種組合員 様

三重県医師国民健康保険組合
〒514-0003
津市桜橋二丁目191番4
TEL059-228-7212

資格確認書類及び医報号外の送付について

平素は本組合の事業運営にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当組合から交付しております被保険者証及び資格確認書の有効期限が本年9月30日をもって満了いたしますので、更新の資格確認書類を同封ご送付いたします。裏面の注意記載事項にご留意のうえ、ご使用をお願いいたします。

なお、氏名等に誤りや退職等の異動があるときは速やかに組合へお申し出下さい。

また、第139号医報号外を同封いたしますので、ご査収下さい。

令和7年10月からの医療機関等への受診方法について

現在、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用登録をされている方は、今後はマイナンバーカードで受診となります。

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用登録をされていない方には、今までと同様に毎年更新の「資格確認書(保険証)」を発行いたします。

	①	②
同封書類	資格情報のお知らせ	資格確認書(保険証)
使い方	単独では使用できません。 受診先で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットで提示していただくものとなります。	今までの保険証と同様に医療機関等へ提示して受診して下さい。
その他	資格確認書(保険証)の発行をご希望の場合は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当組合にご郵送下さい。 用紙はダウンロードもしくはお電話にてご郵送いたします。	令和7年10月1日から令和8年9月30日までの一年間有効の資格確認書となります。 令和8年10月1日からの資格確認書は令和8年9月下旬に送付いたします。 (マイナ保険証でない方のみが対象)

記

1. 資格確認書は令和7年10月1日から有効でありますので、それまでは使用できません。
2. 資格確認書裏面に臓器提供意思表示欄を設け、意思表示欄保護シールを同封しておりますので、ご活用下さい。

また、注意事項を台紙に記載しておりますので、ご確認下さい。

3. 有効期限切れの被保険者証及び資格確認書は、各自で責任をもって破棄して下さい。
(資格喪失の場合は必ず組合までお返し下さい。)
4. 資格確認書類は1人1枚の発行となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。